

鳴瀬川総合開発事業マネジメント委員会 運営要領

本運営要領は、鳴瀬川総合開発事業マネジメント委員会（以下「委員会」という。）の運営方法に関し必要な事項を定め、もって委員会の円滑な運営に資するものである。

1. 委員会の運営に関する事項

委員会の開催は、下記のとおりとし、委員長が招集するものとする。

- ① 原則として、委員会は毎年度第1四半期に開催し、現地調査は第3四半期に実施する。
- ② 基本計画策定時、変更時に開催する。
- ③ その他、委員長が必要と認めた場合。

2. 委員会の成立条件

委員会は、委員の過半数の出席をもって成立する。なお、行政関係者は代理出席を認めるものとする。

3. 委員会からの意見

委員会からの意見は、出席した各委員の意見を議事要旨として取りまとめる。

4. 外部からの意見聴取

意見の聴取は、委員会に出席して行うか、書面でも可能とする。

5. 委員会の所掌事項

委員会は、下記事項について確認を行い、事務所長へ意見を述べるものとする。

(1) 事業の進捗状況等についての確認

- ① 前年度の実施結果
 - ・主な工事の実施結果（工事費、工事量の当初計画及び変更）
 - ・主な設計、調査業務の実施結果
 - ・用地取得、物件補償等の実施結果
 - ・事業実施実績工程
- ② 当該年度事業の実施計画
 - ・主な工事の実施計画（工事費、工事量等）
 - ・主な設計、調査業務の実施計画
 - ・用地取得、物件補償等の実施計画
 - ・事業実施予定工程

(2) コスト縮減方策の検討及び実施状況の確認

- ① 前年度の取り組み結果
 - ・実施済みのコスト縮減方策及び結果

- ② 当該年度及び今後の取り組み予定
 - ・実施予定のコスト縮減方策及び縮減額
 - ・今後取り組むコスト縮減予定項目
- (3) その他、委員会が必要と認めた事項

6. その他

本実施要領に定めのない事項は、委員会において定めるものとする。